

質問事項に関する回答書

(件名)磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	4月3日	R6.3.29 回答書等1	1	2	<p>R6.3.29 質問回答「質問に対する回答書15(番号2)」において「通行止めを必要とするような計画であれば、通行止めの提案をご提示願います。すべての作業は、技術提案の範囲内と考えます。」との回答があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止めを提案した場合は、それに伴う様々な広報が必要と考えますが、広報計画等も提案の範囲になるのでしょうか。</li> <li>・広報等にかかる費用については入札価格に含まれるのでしょうか。</li> <li>・または、契約後の変更協議により決定する事になるのでしょうか。</li> <li>・第三者協議等により通行止め時期等が変更となった場合は、工程計画に影響がでる可能性がありますが、工期変更の対象となりますでしょうか。</li> </ul>	<p>当社HP掲載の「質問に対する回答書18(R6.4.3掲載)番号2」及び「同回答書20(R6.4.4掲載)番号2」をご確認いただき、それ以外にも通行止めを必要とするような計画をご提案いただく場合には技術提案の範囲と考えております。</p> <p>また、通行止めの広報計画については、発注者が行う広報計画に基づき実施しますので技術提案は不要です。</p> <p>なお、別途計画した通行止めに係る広報等費用については入札価格に含まれないものとします。</p> <p>さらに、工期変更の対象の有無については、「入札公告1」の「質問に関する注意事項」に記載のとおり、契約締結後の取り扱いに関する質問は受け付けません。</p>